

生物多様性保全の見える化の検討経緯と 今年度の検討について

令和5年11月

農林水産省

みどりの食料システム戦略グループ

1.環境負荷低減の見える化に係る これまでの取組状況

環境負荷低減努力の「見える化」の全体方針と取組の方向性

全体の方針

○ **みどりの食料システム法**※（2022年7月施行）
国が講ずべき施策として「見える化」を位置づけ。

○ **みどりの食料システム法案の附帯決議**
「消費者等に分かりやすい表示・広報、環境への負荷の低減の状況を把握する手法等について検討し、その結果に基づき所要の措置を講ずること。」

※ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）

○ **農林水産業・地域の活力創造プラン**

（2022年6月改訂）

生産現場での環境負荷低減の取組の「見える化」を図るため、2025年度までに農産物のGHG簡易算定ツールの作成と削減量の効果的な表示等の実証を実施し、普及を図る。

○ **食料・農業・農村政策の新たな展開方向**

食料システム全体で環境負荷低減の取組や国民理解の醸成に向けて、取組の「見える化」を推進（2023年6月）

取組の方向

● **環境への負荷の低減の状況を把握する手法の検討**

温室効果ガス削減

生物多様性の保全

● **消費者への分かりやすい表示の実施**

ラベル表示方法検討



2023年度内「見える化」ラベル開始（ガイドライン＋ラベルデザイン確定）

対象品目の順次拡大、運用改善、普及の推進（2023年度は畜産の追加検討）

2025年度までに生産現場での環境負荷低減の「見える化」を実証し、普及を図る

※ 「見える化」については定期的に検証を行い必要に応じて改良

食料・農業・農村政策の4本柱と今後の方向性

- 世界の食料供給の不安定化、急速な人口減少などの環境変化の中で、**平時からのすべての国民の食料安全保障を確保するため、「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づき、**
- ① **令和6年の通常国会への提出に向けて、食料・農業・農村基本法改正案の法制化に向けた作業を加速化**するとともに、
- ② 基本法の改正方向に合わせ、関係省庁と連携し、**法制度の見直しを含めた施策の具体化を進め、今後、施策の実施に向けた工程表等を策定**する。

＜基本法の見直し方向＞

＜主な施策＞

食料 安全保障の 強化

不測時だけでなく、**平時からの国民一人一人の食料安全保障の確立**

- ・食料・農業・農村基本計画を見直し、**食料安全保障の状況を平時から評価する新たな仕組み**へ転換
- ・食料の確保に向けた対策を**不測時に政府一体で実行する体制・制度**の構築（法制化）
- ・**主食用米から転換**し、麦、大豆、加工・業務用野菜、飼料の生産拡大、米粉の利用拡大、水田の畑地化・汎用化、肥料の国産化推進等
- ・関係省庁と連携し、**食品アクセス問題に対応する仕組み**の検討（物流2024年問題への対応や、買い物弱者対策、フードバンク・子ども食堂への寄附の促進等国民一人一人の食料安全保障等）
- ・**適正な価格転嫁を進めるための仕組み**の創設（法制化） 等

農林水産物 ・食品の 輸出促進

海外市場も視野に入れた農業・食品産業への転換

- ・輸出促進法に基づく品目団体の下、**食料システム全体での輸出拡大**、規制に対応した**輸出産地の形成**
- ・輸出先国における**輸出支援プラットフォームの整備**（輸出事業者等へのきめ細やかなサポートの実施）
- ・海外流出防止や競争力強化等に資する**知的財産の保護・活用**（育成者権管理機関の取組の推進等）等

農林水産業 のグリーン化

環境負荷低減等、**新たに持続可能な農業を主流化する考え方の導入**

- ・みどりの食料システム法に基づき**有機農業等の取組を大幅に拡大**
- ・J-クレジット等の民間資金の活用等により、農業分野で**温室効果ガスの排出削減、生物多様性の保全に貢献**、フードバンクへの寄附量の開示など**食品企業の食品ロス削減に向けた役割の強化**
- ・生産者と食品事業者等との連携の促進 **環境負荷低減の取組の見える化**
- ・各種支援が環境負荷低減の阻害要因にならないよう配慮することを原則化 等

スマート 農業

農業従事者が減少する中でも、**食料供給基盤が維持できるようにするための生産性の高い農業の確立**

- ・産学官連携による**スマート技術の開発、サービス事業体の育成**等によるスマート農業の導入による生産性の高い農業への転換（**スマート農業の振興の法制化**）、ほ場の**大区画化**
- ・受け皿となる経営体等やそれを経営・技術等でサポートするサービス事業体など、**多様な農業人材の育成・確保**
- ・**農業水利施設等の維持管理や中山間地域の農業維持のためのスマート技術の活用**と非農業者・団体の受け皿となる農村RMOの育成 等

食料・農業・農村政策の新たな展開方向 (令和5年6月) (抜粋)

Ⅱ 政策の新たな展開方向

5 みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化

農業者、食品事業者、消費者等の関係者の連携の下、生産から加工、流通・販売まで食料システムの各段階で環境への負荷の低減を図ることが重要であることを踏まえ、環境と調和のとれた食料システムの確立を図っていく旨を、基本法に位置付ける。

その際、農業及び食品産業における環境への負荷の低減に向けて、みどりの食料システム法に基づいた取組の促進を基本としつつ、

- ① 最低限行うべき環境負荷低減の取組を明らかにし、各種支援の実施に当たっても、そのことが環境に負荷を与えることにならないように配慮していく。
- ② 更に先進的な環境負荷低減への移行期の取組を重点的に後押しするとともに、これらの取組を下支えする農地周りの雑草抑制等の共同活動を通じて面的な取組を促進する仕組みを検討する。
- ③ 食料システム全体で環境負荷低減の取組を進めやすくなるよう、以下の施策を講ずる。
 - ア) 環境負荷低減の取組の「見える化」の推進
 - イ) 脱炭素化の促進に向けたJ-クレジット等の活用
 - ウ) 食品事業者等の実需者との連携や消費者の理解の醸成

みどりの食料システム法の運用状況

みどりの食料システム法 施行（令和4年7月1日）

施行令・施行規則等も施行

国の基本方針 公表（令和4年9月15日）

告示・事務処理要領・申請書様式、ガイドライン等も併せて公表

それぞれの地域で、みどり法に基づく取組を
主体的に進めていただくため、
地方自治体の基本計画作成を促進

- 令和4年度中に全都道府県で基本計画が作成
- うち12県23市町で**特定区域（モデル地区）**
が設定され、**地域ぐるみでの取組**を促進

生産現場の環境負荷低減を効果的に進めるため、
現場の農業者のニーズも踏まえ、
**環境負荷低減に役立つ技術の普及拡大等
を図る事業者（基盤確立事業実施計画）を認定**



リモコン草刈機の普及



可変施肥田植機の普及



堆肥散布機の普及

- 令和4年11月に第1弾認定をした後、
56の事業者を認定（令和5年11月時点）

令和5年度から都道府県による農業者の計画認定が本格的にスタート。税制特例や計画認定・特定区域設定に対する補助事業の優先採択等のメリット措置を丁寧に説明していく。

みどりの食料システム法に基づく農業者認定の状況

- 令和5年度から各都道府県による農業者の計画認定が本格的にスタート。令和5年8月現在、全国で**930名**の認定が行われ、税制・融資の特例や補助事業の優先採択等を活用しながら取組が進められている。
- 認定を受けた農業者からは、特例措置の活用のほか、バイヤーの信頼確保や消費者に対するPR等のために認定を取得したとの声が寄せられている。
- 引き続き、税制特例などのメリット措置の丁寧な周知や各地の認定事例などの積極的発信により、さらなる認定拡大を図っていく。

中道農園（滋賀）



水稻の有機栽培の規模拡大に取り組むため、**みどり税制を活用して水田除草機を導入。**

みどり税制の活用によって、**スピード感をもって次の設備投資ができることを高く評価。**

(株)レイトベースフクイ（福井）

水稻の化学肥料低減策を検討していたところ、県の普及センターから勧められ、**堆肥散布機の導入にみどり税制を活用。**

牛糞堆肥の活用により、資源循環促進と化学肥料低減を図る。

原崎農園（北海道）

道の普及センターから勧められ、自らの経営方針にも合致することから認定を取得。水稻の特別栽培の拡大(1ha→4ha)に取り組む。

将来的な補助事業活用時のメリット措置に期待。

大山乳業農業協同組合（鳥取）

強い農業づくり総合支援交付金における**みどり認定のポイント加算を活用。**

施設利用組合員の過半で認定を受け、化学肥料・化学農薬の使用を低減しながら自給飼料の増産に取り組む。

キートスファーム(株)（岩手）

HPでみどり認定のことを知り、**今後の活動に生かせると考えて認定を取得。**

露地・施設野菜における有機・特裁に加え、生分解性マルチの利用等にも取り組む。



JAいぶすき エコオクラグループ（鹿児島）



グループに所属する**17名で認定**を受け、土着天敵を活用したIPM技術を導入して化学農薬による防除回数の低減に取り組む。
産地での取組を**消費者にPRするためのツールとしてみどり認定に期待。**

浅井農園（三重）

施設園芸（ミニトマト）において、環境制御システム等の活用・最適化により燃油や化学肥料の使用量削減に取り組む。
CO₂排出量の再算定を行うなど、**認定をきっかけに現状認識ができ、取組の改善につながった。**

堀江宏治さん（長野）

きゅうり・カラーピーマンの栽培において化学肥料・農薬を削減し、『**こだわり農産物**』として販売。

認定取得により、**継続的なバイヤーの信頼確保や取引先拡大への活用を目指す。**



環境負荷低減の「見える化」とは

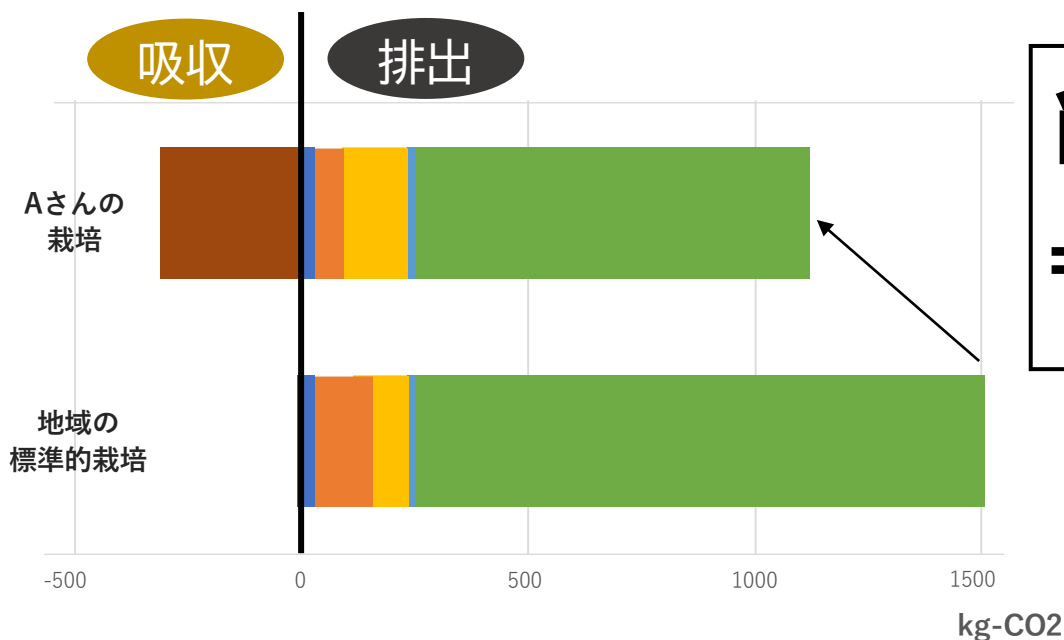
- 「みどりの食料システム戦略」に基づき、生産者の環境負荷低減の努力を「見える化」するため、コメ、野菜、果樹、茶の23品目を対象に温室効果ガス簡易算定シートを作成。消費者の選択に資するよう、等級ラベル表示した農産物を実証販売。
- 今後、算定対象品目の拡大を図るほか、今年度中にコメを対象として、生物多様性の指標を追加。

対象品目：コメ、トマト、キュウリ、ミニトマト、ナス、ほうれん草、白ネギ、玉ねぎ、白菜、ばれいしょ、かんしょ、キャベツ、レタス、大根、にんじん、アスパラガス、リンゴ、みかん、ぶどう、日本なし、もも、いちご、茶
(赤字は今年度より対象となった品目)

23品目

温室効果ガス削減率の考え方：

- ① 生産者の栽培情報を用いて、生産時のGHG排出を試算
- ② その地域での慣行栽培と比較して、当該生産者の栽培がGHG排出を何割削減できているかを評価



削減率 (%)

= 100% -

排出 (農薬、肥料、燃料等)
- 吸収 (堆肥・バイオ炭)

対象生産者の栽培方法
での排出量 (品目別)

地域又は県の標準的栽培
での排出量 (品目別)

■ 農薬 ■ 肥料 ■ プラスチック資材 ■ 燃料・電力 ■ 土壌一酸化二窒素
■ 水田メタン ■ 残渣焼却 ■ 土壌への炭素貯留 (吸収分)



令和5年度実証では、
削減率5%以上: ★
削減率10%以上: ★★
削減率20%以上: ★★★

農産物の温室効果ガス簡易算定シート：入力項目

- 農作物の種類、栽培都道府県等の基本情報、水田の水管理や土壌へのバイオ炭施用等の情報を入力。
- 生産時の資材（農薬・肥料等）投入量、燃料・電力使用量を入力。
- 入力データが不明な場合は標準値データで代用可能。

基本情報

農作物	米
栽培都道府県	新潟県
栽培面積	10.0 a
収穫量（年間）	500 kg

農作物残さの取扱い

作物残さの取扱い方法	すき込み
------------	------

水田の湛水方式（農作物が米の場合のみの選択項目です）

湛水方式	間断灌漑
中干し延長	中干し延長あり

土壌への炭素貯留の取り組み

バイオ炭の施用	あり
バイオ炭の種類	竹炭
バイオ炭施用量（5年間での合計）	1,000.0 kg/10a（5年合計）

緑肥の使用

緑肥の種類	投入なし
-------	------

秋耕の取組

秋耕の取組	なし
-------	----

入力項目

農薬使用量	データ	標準値（自動入力）
殺虫剤	標準値を使う	- kg/10a
殺菌剤	標準値を使う	- kg/10a
その他農薬（殺虫殺菌剤等）	標準値を使う	- kg/10a
除草剤	標準値を使う	- kg/10a
肥料使用量	データ	標準値（自動入力）
窒素肥料（N成分量）	標準値を使う	- kg/10a
リン肥料（P ₂ O ₅ 成分量）	標準値を使う	- kg/10a
カリ肥料（K ₂ O成分量）	標準値を使う	- kg/10a
堆肥	標準値を使う	- kg/10a
プラスチック資材	データ	標準値（自動入力）
農業用塩化ビニルフィルム	標準値を使う	- kg/10a
その他プラスチック類	標準値を使う	- kg/10a
燃料・電力使用量	データ	標準値（自動入力）
ガソリン	標準値を使う	- L/10a
軽油	標準値を使う	- L/10a
灯油	標準値を使う	- L/10a
A重油	標準値を使う	- L/10a
LPG	標準値を使う	- L/10a
都市ガス	標準値を使う	- m ³ /10a
系統電力	標準値を使う	- kWh/10a

※ は米のみで選択可能

環境負荷低減の「見える化」の推進

- 消費者の理解を得て選択につなげるため、生産者の環境負荷低減の努力を「見える化」

その地域での慣行栽培と比較して、当該生産者の栽培方法でGHG排出が何割削減されたかを評価する「見える化」算定シートを作成、これを用いて実証を実施。

- 「見える化」算定シートの対象を3品目から**23品目**(※)に拡充。実証は全国47者のべ**327**か所で実施

※コメ、トマト、キュウリ、ミニトマト、ナス、ほうれん草、白ネギ、玉ねぎ、白菜、ばいれいしょ、かんしょ、キャベツ、レタス、大根、にんじん、アスパラガス、リンゴ、みかん、ぶどう、日本なし、もも、いちご、茶

(令和5年10月末時点)

東北

山形

道の駅米沢「よねざわオーガニックナチュラルフードフェア」

関東

TARO TOKYO ONIGIRI
あふ食堂（農林水産省食堂）

東京

東急ストア中目黒本店
おだむすび本店（新宿）
おむすび権米衛 霞が関コモンゲート店
他11店舗
AKOMEYA TOKYO
NEWoMan新宿店、in la kagū店

千葉

イオンスタイル幕張新都心
おむすび権米衛 ペリエ海浜幕張店

神奈川

GOHANYA'GOHAN
おだむすび新百合ヶ丘店、海老名店
おむすび権米衛 ラスカ平塚店、他3店舗
AKOMEYA TOKYO 横浜ポルタ店
アピタ戸塚店

九州

九州7県

イオン九州 65店舗

宮崎

コープみやざき 佐土原店、
花ヶ島店、柳丸店、宮脇店、
大塚店、かおる坂店、赤江店、
本郷店、花繰店、都北店
野菜屋 宮丸商店

北陸

新潟

道の駅あがの
あがの食堂にぎりまんま

富山

&BREAD
糸庄 アピタ店
食堂かわひがし

近畿

滋賀

JAレーク滋賀グリーンファーム石山店

京都

無印良品京都山科店

大阪

スーパーマーケットサンプラザ堺東駅前店、
三国ヶ丘向陵西店、三国ヶ丘東店、
北野田店、河内長野店、
三日月駅前店、塙生店
ビオラル靱店

兵庫

ヤマダストアー
花田店、新辻井店、阿弥陀店
JA兵庫みらいかいさい愛菜館
soraかさい
ながさわ道の駅みき観光センター
ナナ・ファーム須磨

通販

O2Farm
オイシックス・ラ・大地
バイオテックジャパン
自然食宅配うきネット



JAみやぎ登米 x
TARO TOKYO ONIGIRI



JAみやぎ登米 x
小田急レストランシステム



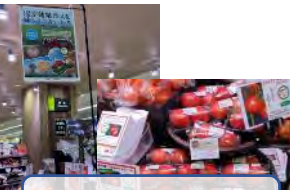
スーパーマーケット
サンプラザ



イオンアグリ創造 x
イオン株式会社



GOHANYA'GOHAN
ミツハシライス



株式会社 東急ストア



道の駅あがの / あがの市場・
あがの食堂にぎりまんま



あふ食堂
(農水省地下食堂)



ノウデン(兵庫)



コープみやざき



オイシックス・ラ・大地
株式会社



日本農業株式会社
(京都・大阪)

※上記は一例

生物多様性保全の指標追加の検討及び拡充した品目での実証を継続しつつ、ラベルデザインの検討とラベル表示運用ガイドラインの作成・決定を行い、令和5年度内に「見える化」のラベル表示ガイドラインの本格運用を開始

実証参加店舗・参加に関する詳細は、「見つけて見える化」サイトをご覧ください →



フードサプライチェーンにおける脱炭素化の実践とその可視化の在り方検討会について

今年度

令和5年度 検討会委員名簿

氏名	所属・役職
荻野 映史	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 畜産研究部門 高度飼養技術研究領域 スマート畜産施設グループ 上級研究員
梶島 祐美枝	イオン株式会社 グループ環境社会貢献部 マネージャー
草 明生	全国農業協同組合連合会 畜産対策部 統轄化 畜産サステナビリティ推進室長
齋藤 雅典	東北大学 名誉教授
清水 康男	明治ホールディングス株式会社 サステナビリティ推進部 環境グループ長
中野 勝行	立命館大学 政策科学部 准教授
鳴海 洋一	日本ハム株式会社サステナビリティ部 プロモーター
西尾 チヅル	筑波大学 副学長 兼 ビジネスサイエンス系 教授
夫馬 賢治	株式会社 ニューラル代表取締役CEO 国立大学法人信州大学グリーン社会協創機構特任教授

(オブザーバー)

環境省地球環境局地球温暖化対策課脱炭素ビジネス推進室
消費者庁食品表示規格課

(※令和5年7月時点)

本検討会の結果を反映

昨年度までの成果と今年度の取組方向

【令和3年度の取組】

- 食品事業者・農林漁業者向けの技術紹介資料の作成
- 農産物の温室効果ガス簡易算定ツールの作成（米、トマト、きゅうり）
- 本ツールを利用した脱炭素の見える化ガイドの作成

【令和4年度の取組】

【実証】

- 簡易算定シートを用いた産地データの算定（コメ、トマト、キュウリ）
- 算定結果を用いた等級ラベル表示による販売実証を通じた消費者への訴求

【簡易算定シート作成】

- 簡易算定シートを23品目に拡大
- 畜産版簡易算定シート作成のための要件整理

【令和5年度の検討事項】

- 畜産の簡易算定シート作成、畜産の「見える化」ラベル表示の検討
- 簡易算定シートの活用事例創出
- 見える化ガイドの改定（畜産及び生物多様性保全の考え方の追加等）

2. 生物多様性保全の見える化に係る これまでの検討経緯

生物多様性をめぐる動向

- **生物多様性の損失は生存基盤への脅威として、気候変動と連携して取り組むべき深刻な危機。**
- **今まで通り(business as usual)から脱却し、社会変革をもたらす必要があり、個別ではなく全体的な対応が求められている。** 生物多様性の損失を止め、増加に転じさせることで、ネイチャーポジティブを実現する必要。

◆世界経済フォーラム報告書 (2020年,2022年)

- ・ **世界のGDPの半分(約44兆米ドル)は自然の損失によって潜在的に脅かされている。** The New Nature Economy Report (2020年)
- ・ **今後10年間の最も重大なグローバルリスクとして、気候変動への適応の失敗(1位)、異常気象(2位)、生物多様性の喪失(3位)と上位を環境問題が占めた。** The Global Risks Report (2022年)

深刻度から見たグローバルリスク トップ10

今後10年 グローバルリスク報告書2022より抜粋

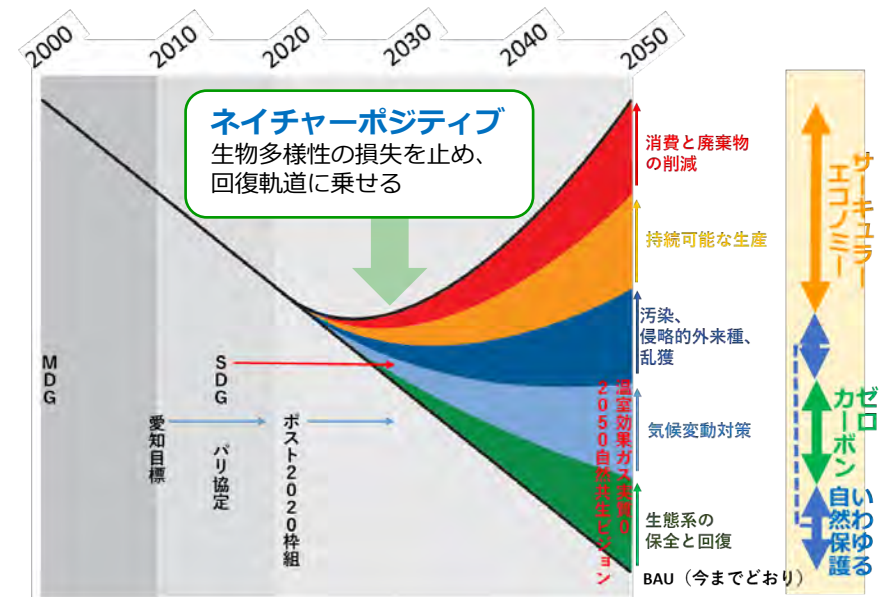


■ 経済 ■ 環境 ■ 地政学 ■ 社会 ■ テクノロジー

Source: World Economic Forum Global Risks Report 2022

◆地球規模生物多様性概況第5版(GBO5)(2020年)

- ・ ほとんどの愛知目標についてかなりの進捗が見られたが、**20の個別目標で完全に達成できたものはない。**
- ・ 2050年ビジョン「自然との共生」達成には、「**今まで通り(business as usual)から脱却し、社会変革が必要。食料生産・消費をはじめとする8分野**(土地と森林、淡水、海洋、農業、食料システム、都市とインフラ、気候変動、ワン・ヘルス)**での移行が重要。**



生物多様性の損失を減らし、回復させる行動の内訳
地球規模生物多様性概況第5版 (GBO5) (生物多様性条約事務局2020年9月) を一部改変

新たな農林水産省生物多様性戦略の概要（2023年3月改定）

改定の背景

【背景】

- **SDGs（持続可能な開発目標）**の採択
- 自然資本を生み出す生物多様性の価値に対する認識の広がり。一方で食料システムが生物多様性の喪失に最大80%寄与との指摘。
- **ビジネスと生物多様性**の関係性が強まる（G7「2030自然協約」、TNFD発足）

【生物多様性を取り巻く新たな目標】

- 食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を図る「**みどりの食料システム戦略**」の策定（2021年5月）と2050年目標、2030年中間目標の設定
- CBD・COP15において、2030年を目指した新たな世界目標「**昆明・モントリオール生物多様性枠組**」の採択（2022年12月）



今後10年間を見通した農林水産業における生物多様性の課題とサプライチェーン全体で取り組む施策の方向性を示す必要

Global Goal for Nature: Nature Positive by 2030



ネイチャーポジティブの概念図

2030 ビジョンと基本方針

2030ビジョン

農山漁村が育む自然の恵みを生かし、環境と経済がともに循環・向上する社会

基本方針

- (1) 農山漁村における生物多様性と生態系サービスの保全
- (2) 農林水産業による地球環境への影響の低減と保全への貢献
- (3) サプライチェーン全体での取組
- (4) 生物多様性への理解と行動変容の促進
- (5) 政策手法のグリーン化
- (6) 実施体制の強化

施策の方向性

（地球環境）

生物多様性や気候変動等の環境課題を一体的に捉え、国内外の多様な主体と協働で取り組む

（サプライチェーン）

サプライチェーン全体での理解・行動とコスト負担を通じた生物多様性の主流化

（農業）

生物多様性保全をより重視した農畜産業、生産技術

（森林・林業）

森林の有する多面的機能の発揮に向けた適切な森林の整備・保全と持続可能な利用

（水産）

海洋環境の保全・再生、資源管理の推進、生物多様性に配慮した漁業・栽培漁業

（野生生物）

農林水産業や生態系等への鳥獣等被害防止対策と外来生物対策

（資源循環）

生物多様性に配慮した調達・流通・消費と資源循環の構築

（理解醸成と行動変容）

食育や体験を通じた理解の醸成、持続可能な生産消費の促進

（農林水産空間）

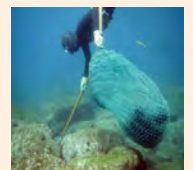
農山漁村の活性化、田園や里地里山里海を通じた保全、景観・防災等公益的機能の発揮

（遺伝資源）

有用な遺伝資源の保全と持続可能な利用、多様性の確保

（調査研究と見える化）

生物多様性の評価手法、**保全の取組の見える化**、ESG金融や企業評価への活用



「見える化」ラベルへの生物多様性要素の追加に係るこれまでの検討

- 温室効果ガスの削減の「見える化」に、生物多様性の要素を追加することとし、令和4年度、新農林水産省生物多様性戦略検討会において生物多様性保全の見える化について議論。
- まずはコメを対象とし、生物多様性保全の取組実施数に応じて評価とする基本的方針を決定。

生物多様性保全の見える化の基本的方針

第7回新農林水産省生物多様性戦略検討会（R5.1.10）、
第8回新農林水産省生物多様性戦略検討会（R5.3.7）で検討

- 以下のことから、まずはコメを対象とする。
 - ① 水田が生物多様性に重要な役割を果たしていること
 - ② 水田における生物多様性保全の取組と効果に一定の知見があること
 - ③ 国内農地面積に占める水田の割合が高く全国で取り組みやすいこと
- 環境保全型農業直接支払交付金の取組を基本に取組数に応じて評価。
- 今後、「見える化」の協力農家を対象に、生物多様性の保全効果の検証・調査を実施。

新農林水産省生物多様性戦略検討会の結果を踏まえ、
本検討会では①コメの取組の評価方法、
②具体的な取組方法、③生産者自らが生き物調査を行う場合の考え方を議論する。

新農林水産省生物多様性戦略検討会委員名簿

- 涌井 史郎 東京都市大学特別教授
- 橋本 祥 東京大学大学院農学生命科学研究科（東京大学未来ビジョン研究センター兼任）准教授
- 栗野 美佳子 （一社）SusCon 代表理事
- 生部 誠治 （一社）全国農業協同組合中央会 農政部長
- 井村 辰二郎 （公社）日本農業法人協会 理事、有機栽培農家
- 大津 愛梨 O2Farm 6次化担当、NPO法人田舎のヒロインズ理事長
- 大場 あい 毎日新聞社 科学環境部 副部長
- 岡部 貴美子 （国研）森林研究・整備機構森林総合研究所生物多様性研究拠点 研究専門員
- 河口 眞理子 不二製油グループ本社（株）CEO補佐（ESG・市場価値創造担当）、立教大学 21世紀社会デザイン研究科 特任教授
- 菊池 紳 いきもの（株） 創業者・代表取締役
- 二村 睦子 日本生活協同組合連合会 常務理事
- 松原 稔 りそなアセットマネジメント（株） 執行役員責任投資部担当
- 森井 茂夫 （株）ニッスイ サステナビリティ推進部 担当部長

○座長 ●副座長

生物多様性保全の見える化における対象取組

- 生物多様性の評価品目は、まずはコメとし、水田作における生物多様性の保全に資する「取組の数」に応じて評価する方向。
- 対象となる取組は、環境保全型農業直接支払交付金の対象取組のうち、生物多様性に資するとされているものをベースとして設定することを検討。

配点基準のイメージ：

環境保全型農業直接支払交付金の対象取組（地域特認含む）をベースとして、その取組の実施数に応じて評価

対象取組	取組内容（案）
有機農業	化学肥料・化学合成農薬を使用しないことを基本とする等の有機農業を実施する。
冬期湛水	刈り取り後2カ月以上湛水処理を行う。湛水期間は適切な取水措置と漏水防止措置を講ずる。
中干延期または中止	中干を行わない又はオタマジャクシやヤゴ等の生息する生物の状態に合わせ中干開始時期を遅らせる。
江の設置等	水田の一部を湛水状態とすること等により生物の生息環境を確保する（ビオトープ（生き物緩衝地帯）等の同様の取組を含む）。
魚の保護	水路等から魚が遡上するための魚道の設置等、水田に魚類が遡上し、生育・繁殖可能な状態に管理する。
畦畔管理	水田に設置する畦畔について、除草剤を使わない管理や、生物の状態に応じて高刈りする等生態系に配慮した雑草管理を行う。
IPM	IPM実践指標に基づき適切な病虫害・雑草管理を行う。

注）環境保全型農業直接支払い交付金の対象となるためには、化学農薬・化学肥料の慣行レベルからの5割以上の削減も必要。

この方向に沿って、具体的な対象取組を議論する

新農林水産省生物多様性戦略検討会における意見と対応方針

GHGと生物多様性の表示について

- ・ 温室効果ガス削減は効果に応じた表示だが生物多様性は努力であり、同一ラベルにすると消費者が誤認するのではないか。
- ・ 効果検証が難しい生物多様性について、温室効果ガスと同じスピードで表示を進めるべきか考えるべき。
- ・ 森林分野では温室効果ガスと生物多様性を一緒に表示している。

- ・ 温暖化対策と生物多様性保全は、どちらもみどり法で定める環境負荷低減の重要な要素だが、ラベルの乱立は混乱を招く恐れ。生物多様性が取り残されないよう国外の類例も考慮しつつ、まずは知見の蓄積のあるものから取り組む。
- ・ 生物多様性については、取組と生物多様性の増加について知見が蓄積している水田作から始める。

表示の運用について

- ・ 自己宣言方式で始めるとして、やり方を考える必要。
- ・ 生物多様性が増えた効果を確認すべき。
- ・ 努力表示はグリーンウォッシュにならないか。
- ・ この表示によって生産物のブランド化ができるのかなど、農家がどう活用できるのかを示してほしい。
- ・ 具体的な取組内容を知ってもらうことも重要。
- ・ 努力の見える取組は必要であり消費者の啓発につながればいい。

- ・ 表示は自己宣言方式としつつ、GHG含め、信頼性を確保する運用を検討中。
- ・ モニタリングの推奨やモデル地区での効果検証等により、表示の信頼性の向上を図る。
- ・ 消費者への訴求方法を検討するとともに、販売促進活動等における具体的な取組の発信を支援。

個人の取組と地域的な取組の評価について

- ・ 努力は個人だが効果はエリアで見えるべき。
- ・ どの単位で認証を行うかが重要。
- ・ 生物多様性保全の効果を高めるなら、地域性の視点を入れるべき。

- ・ 表示を可能とする範囲は所定の取組を実施した圃場を対象とする。
- ・ 地域的な表示や面的な評価は今後の検討課題としつつ、みどり法による特定区域の設定促進や優良事例の公表等により地域的な取組を推進。

ラベルデザインについて

- ・ ラベルデザインにこだわるべき。
- ・ デザインは決めるプロセスも広報活動となり得る。

ラベルデザインについては今後発注するとともに愛称募集を行い、周知を図る。